

家庭ごみを処理施設へ直接搬入する場合

- 家庭ごみを処理施設に直接搬入することができます。その場合は次のようにしてください。
 - ①竹原市内から出たごみであることを確認するため、受付で住所が分かる物の提示を求められますので、マイナンバーカードや運転免許証、公共料金の請求書、固定資産税課税明細書等ごみが発生した場所（住所）が確認できるものをご持参ください。
 - ②ごみステーションにごみを出す時と同様の分別を行い、分別に応じた指定袋に入れてください。
 - ③ごみ処理施設の場所、開場時間等は次ページに掲載しています。搬入前にご確認下さい。
- ただし、自己施工による建築廃材及び家の大掃除や引っ越しに伴う一時多量ごみを直接搬入する場合は、**事前に竹原市の確認を受ける必要があります。**この確認がないと処理施設も**受け入れを行いません。**事前に竹原市へお問い合わせください。
- ご自身で直接搬入することが難しい場合、竹原市の一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼して下さい。その場合、運搬料金が必要ですので、依頼先にご確認ください。許可を持っていない者が他人のごみを運ぶことは法律で禁止されています。
(令和6年4月時点)

登録番号	業者名	所在地	電話番号
100	有限会社 辻環境サニタリー	竹原市竹原町1829番地3	(0846)22-3785
101	株式会社 ニシカン	竹原市新庄町10466番地3	(0846)29-1717
102	株式会社 竹原クリーナー	竹原市竹原町288番地108	(0846)22-5558
104	株式会社 ニシアケ	東広島市安芸津町風早550番地1	0846-46-1117
108	有限会社 三幸産業	竹原市吉名町4996番地	(0846)29-0673

事業系一般廃棄物（産業廃棄物を除く）を直接搬入する場合

- 事前に竹原市へ届出が必要です。届出と引き換えにお渡しする証明書を搬入時に必ず提示してください。届け出た届出者及び車両でのみ搬入が可能です。

届出の様式は竹原市役所及び竹原市ホームページに掲載しております。搬入車両ナンバーを控えたうえで、時間に余裕を持ってお越しください。

竹原市ホームページ
(ごみ処理施設への直接搬入について)

竹原市 直接搬入

検索



ごみ処理施設

広島中央環境衛生組合 広島中央エコパーク

<https://hirochu-k.jp/facility/ecopark/>

【所在地】 東広島市西条町上三永10759番地2

【電話番号】 082-426-0820

【開場日・開場時間】 月～土曜日 8:30～17:00（年末年始を除く）
（搬入日カレンダーについては、広島中央エコパークのホームページをご確認ください。）



●アクセス



- 事業系一般廃棄物用の指定ごみ袋はありませんが、家庭ごみ同様の分別をしてください。
- 20 kg あたり200円の手数料が発生しますので、施設の窓口にてお支払いください。
- 一般廃棄物のみ搬入が可能で、産業廃棄物は搬入することができません。受付において、搬入物の確認をする場合がありますので、必ず係員の指示に従ってください。